

文化芸術の持つ創造性を生かして、 都市の再生をめざす高松



高松市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に臨み、郊外にはのどかな田園や実り豊かな里山など豊かな自然を有し、四国の中核的な都市として、歴史を積み重ね、発展し、それぞれの地域で個性あふれる文化芸術を育んでまいりました。

私は、「高松クリエイティブ・イノベーション～創造性豊かな海園・田園・人間都市へ」をmanifestoのテーマに掲げ、この地域に根ざしたすばらしい文化を更に発展させ、創造都市として再生を果たしていくべく、各種施策を推進しております。

特に、近年、少子・高齢化が進展し、様々な問題を内包し変化するこの現代社会において、創造性や寛容性など文化芸術の持つ力こそが、まちづくりを推進する上で、大きな可能性を生み出すものと考えております。

今回策定した「高松市文化芸術振興計画」は、平成27年度から平成30年度までの4年間の計画期間とした、本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものでございます。今後、この計画に基づき、市民の皆様一人一人が主役となった文化芸術の振興に取り組むとともに、文化芸術を通して、個性が尊ばれ、その人らしい多彩な表現や各人の心の拠り所が生まれ、やがて互いが享受し合い、共感し繋がっていきける、まちづくりを推進してまいりたいと存じております。

最後に、本計画の策定に当たり、熱心に御議論いただき、貴重な御意見を頂戴しました高松市文化芸術振興審議会の委員の皆様を始め、御協力くださいました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

高松市長 大西 秀人

高松市文化芸術振興計画 | 目次 |



第1章 計画策定に当たって

1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
5 高松市の文化芸術の現状と課題	5



第2章 計画の体系と具体的な取組

1 目指すべき都市としての姿	10
2 4つの方針	10
① 市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する	
② 誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える	
③ 文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する	
④ 伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する	
3 数値目標	11
4 計画の体系	12
5 今後の取組	16



第3章 計画の推進体制

1 計画の推進	28
2 評価・進行管理	28

参考資料

① 高松市文化芸術振興条例	30
② 高松市文化芸術振興審議会委員名簿	35
③ 高松市文化芸術振興審議会規則	36
④ アンケート調査の実施状況	37
⑤ 高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査結果 (平成24年5月実施)	38

| 高松市文化芸術振興計画 |

第 1 章

計画策定に当たって





1 策定の趣旨

本市では、「高松市芸術文化振興ビジョン」（平成9年）策定から10年を経て、国における「特定非営利活動促進法（NPO法）」（平成10年）、「文化芸術振興基本法」（平成13年）が成立する中、平成18年度に「新高松市文化芸術振興ビジョン」を策定し、文化芸術の振興に関する様々な施策を展開してまいりました。

その間、少子高齢社会の到来、深刻化する環境問題や人々の価値観・ライフスタイルの多様化、そして東日本大震災を経験するなど社会状況は大きく変化し、ものの豊かさから心の豊かさへの希求が強くなりました。このような時代にあって、文化芸術は、生きる喜びや誇りを与え、心豊かな市民生活を築く基盤となり、また、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与するものとして、スポーツや産業と密接に連携することにより、魅力あふれる活力のあるまちづくりの推進力となるものです。

こうしたことから、本市においては、文化芸術の振興に関する基本的理念や枠組みなどを定めた「高松市文化芸術振興条例」を、平成25年12月に制定しました。この度、本条例に基づき、本市の文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、「高松市文化芸術振興計画」を策定するものです。



2 計画の位置付け

本計画は、「高松市文化芸術振興条例」の第2章第9条で規定する「文化芸術振興計画」であり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、本計画は、「第5次高松市総合計画（平成20年度～27年度）－新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン－」を上位計画とするものです。「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現を目指す本市が、基本構想の中で、まちづくりの目標として設定した6つのうちの「心豊かな人と文化を育むまち」と「人がにぎわい活力あふれるまち」に連動するものであり、また、「創造都市推進ビジョン」（平成25年度～29年度）との整合性を図りながら、本市の文化芸術の振興に関する施策を推進するための方針等について定めるものとします。



高松港の赤灯台（せとしるべ）



屋島山上ライブイベント「天空ミュージック」
Love Notes

高松市文化芸術振興条例 (抜粋)

第2章 文化芸術振興計画

第9条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の振興に関する基本的な方針
- (2) 文化芸術の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその達成すべき目標に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する高松市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

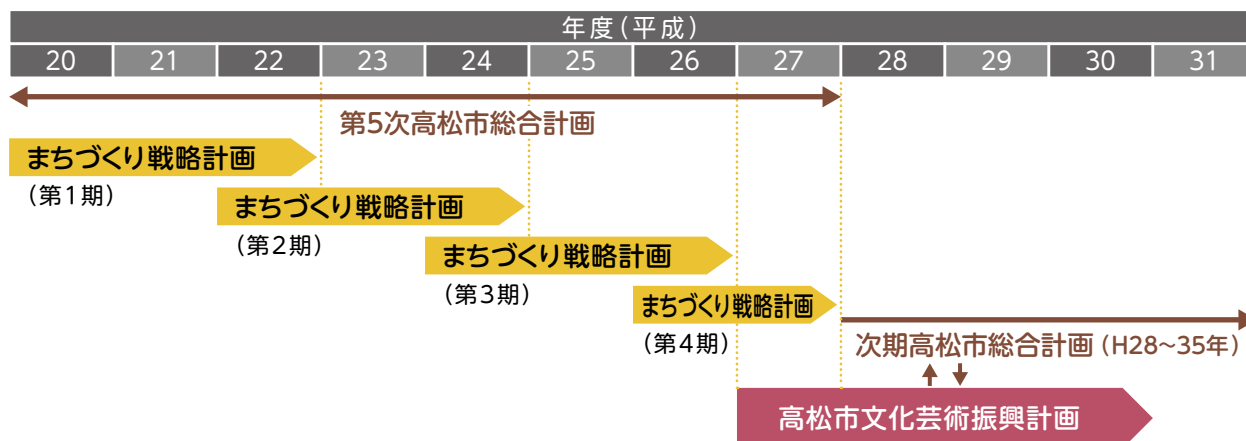
4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

3 計画の期間

本計画の期間は、次期総合計画におけるまちづくり戦略計画とも連動を図るため、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

なお、具体的な取組項目については、社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じ、適宜見直しを行うものとしします。





4 計画の策定体制

平成25年12月に制定された「高松市文化芸術振興条例」に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年2月、文化芸術に深く携わり、それぞれの分野で広い経験を持つ15名の委員によって構成された高松市文化芸術振興審議会を設置し、本市の文化芸術施策の現状と課題、今後の方向性や可能性などについて議論いただきました。

また、市民の皆様にアンケートや意見募集、パブリックコメントを実施するなど、計画の策定に幅広い市民の意見や提案を反映させることができる体制としました。

（１）高松市文化芸術振興審議会による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、文化芸術活動を行う団体の代表者及び公募委員で組織する高松市文化芸術振興審議会において、計6回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

（２）高松市文化芸術振興計画の基本的な考え方について、市民の参考意見募集

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、意見募集を実施しました。

- 実施期間：平成26年8月15日～平成26年9月12日

（３）高松市文化芸術振興計画（案）におけるパブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメントを実施しました。

- 実施期間：平成26年12月22日～平成27年1月15日

（４）アンケート調査の実施

条例制定に当たり、高松市文化芸術振興条例検討委員会での議論の資料として、高松市の文化芸術に関する実態や今後の進むべき方向性などニーズ等を把握するため、高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査や、検討委員会からの要望もあり、将来の文化芸術の担い手（小学生・中学生）及び学校現場の教員を対象にしたアンケート調査を実施しました。

また、市民への条例制定の普及のためのフォーラムや、制定を記念したシンポジウムを開催した際にも、参加の皆様にアンケート調査を実施しました。

5 高松市の文化芸術の現状と課題

(1) 現状

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に臨み、古来から交通の要衝であり、四国の中核的な都市として発展してきました。先人たちは、歴史を重ねる中で、国内外の多くの人々と交流し、様々な文化を柔軟に取り入れつつ、個性豊かな文化芸術を育み、高松市を文化の香り高い都市として発展させてきたのです。

物流が劇的に変化した瀬戸大橋開通の昭和63年には、高松市美術館が市中心部の紺屋町に移転オープンし、平成4年、図書館・菊池寛記念館・歴史資料館の複合施設サンクリスタル高松が開館しました。さらに、平成11年の中核市移行後、平成16年、高松港にグランドオープンしたサンポート高松に、市民会館を高松市文化芸術ホール（愛称：サンポートホール高松）として移転させ、市民文化の創造と交流を図る文化芸術活動の新たな拠点として位置付けたところです。

また、平成17年度には、塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、本市は、新しい歴史の時を刻み始めております。「むれ源平石あかりロード」を始めとする各地域の文化的な事業を継続開催するほか、塩江美術館、石の民俗資料館、香南歴史民俗郷土館、讃岐国分寺跡資料館等の文化施設に加え、平成25年には高松国分寺ホールが地域の文化活動の拠点として産声をあげました。

特に、「人が住み、人が集うまち」を目指して中心市街地の再開発の取組が始まり、平成18年、高松丸亀町壱番街が新装オープンされると、まちなかパフォーマンス事業やマルシェなどが盛んに行われ、また、同年より開催された高松国際ピアノコンクール（以後4年毎）や、平成22年の第1回目の瀬戸内国際芸術祭（以後3年毎）の開催をきっかけに、マザーポート高松は文化芸術を通してにぎわいを取り戻すとともに、島々を始めとする瀬戸内の豊かな自然の再発見へとつながりました。これらを通じて、本市の文化芸術は、より開かれたものとして、国内外に向けて発信され、広域における層の厚い文化交流が始まるとともに、市民の皆様に対して多様な文化芸術を享受できる環境を生み出すことができました。

市民アンケート調査（※p.38～44参照）によると、文化芸術が盛んなまちだと思う人の割合は、「強く思う」・「どちらかといえばそう思う」を合わせると40%となっており、また、この一年間で



春の高松城跡



高松シンボルタワー



文化芸術を鑑賞した人は53%、自分自身が文化芸術活動をした人は20%となっていることから、文化芸術が広く市民の間に根付いているとまでは言えない結果となっております。一方で、文化芸術の鑑賞や活動を大切だと思う人の割合は、「大切だと思う」・「どちらかといえば大切」を合わせると、実に88%を占め、一人一人は文化芸術に対して、高い関心と深い親しみを感じているという結果も得られております。こうしたことから、本市として、引き続き、鑑賞や活動の場の提供や人材育成の継続等、広く文化芸術を生活の中に浸透させていく必要があると考えます。

また、地域を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、人と人とのつながりは薄れ、心の貧しい社会に陥ってしまうことが懸念されます。このような時代にあって、合併により誕生した新生高松が更に成長していくためにも、この時代の潮流を的確にとらえ、新たな視座を持ちつつ、文化芸術を始めとする各施策を展開する必要があると感じています。

それら今日の時代の潮流は、下記のとおり、挙げることができます。

- 人口減少、少子・高齢社会の到来
- グローバル化の進展と地球規模の環境問題への対応
- 地方分権の進展
- 協働のまちづくり
- 価値観、ライフスタイルの多様化
- 安全・安心に対するニーズの高まり

その上で、まちづくりに取り組んでいる本市では、都市の個性や魅力を生かしたブランドイメージの向上が効果的であると考え、都市プロモーションを推進することで、にぎわいと活力あふれるまちづくりの実現を目指しています。

そのため、平成24年4月、創造都市推進局を立ち上げ、文化芸術などの持つ創造性を生かしながら、農業なども含めた産業振興や、地域活性化、コンパクトで美しいまちづくりなどの施策・事業に、また、子どもや福祉、環境、都市整備などについても、柔軟かつ横断的に取り組んでいるところです。

(2) 課題

本市の文化芸術の現状を踏まえて、高松市文化芸術振興条例の基本的施策である「人材の育成」、「次代を担う子どもの育成」、「環境の整備」、「協働及び連携」、「情報の収集及び発信」、「交流の促進」、「地域特有の文化の継承と創造」、「多様な文化芸術等の尊重及び享受」、「文化芸術を生かしたまちづくりの推進」、「顕彰及び奨励」に対する高松市文化芸術振興審議会からの御意見等を基に、今一度、本条例前文の「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で豊かに生きることが人々の普遍的な願いであること」を念頭に、私たちの文化芸術を未来へとつなぐための課題を浮かび上がらせました。

その結果、次の4つの視点に分けて、課題をとらえることとしました。

- 1 市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する
- 2 誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える
- 3 文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する
- 4 伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する

具体的には、次のとおりです。

① 市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する

市民一人一人の文化芸術に対する関心や興味を多角的に引き出し、主体的な関わりが持てるような文化芸術活動の振興を進めるためにも、今以上に、経済状況や社会情勢に左右されない、人材育成事業が求められています。受け手側育成の拡充に加えて、つなぎ手や専門家の積極的な育成事業、雇用や自立を支援する制度や仕組みづくり、また、計画の推進主体である行政や既存施設等職員の研修や専門的人材の投入などが望まれます。

また、高松市出身または関連する文化芸術関係者等を把握・発掘し、優れた功績のある人や将来性の豊かな人たちを顕彰、奨励及び発表の機会提供等により、受賞を市民に還元する仕組みづくりが必要です。

② 誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える

地域社会及び学校で文化芸術を積極的に取り入れ、子どもたちが幼少期から多様な文化芸術に触れられる環境を整えることによって、将来、豊かな感性と創造性にあふれる市民となるような支援をすることが大切です。そのために、市の既存メニューの精査や全体的なコーディネートをし、発達段階に応じた文化施設の来訪など既存のプログラムを再編し、就学前児童・小学校・中学校・高等学校との連続性を持った取組が必要です。

同様に、既存文化施設は、市民の活動の場及び機会の拡充を図り、質の高い環境の整備を行い、文化芸術を介した個性豊かな「ひろば」を創出し、文化芸術活動の活性化を図るべきです。

また、情報発信力の弱さが課題であり、世代等情報を届ける相手を意識した広報やメディアの選択など画一的にならないよう配慮するとともに、今後は、組織をまたいだ包括的な広報戦略に基づいた情報デザインを展開し、民間と連携した取組が望まれます。

なお、高松市の文化を軸にプランニングできる人材（芸術監督、地域デザイナー）を置き、既存施設の事業等を俯瞰的・集約的にマネジメントし、文化施策を推進すべきです。

③ 文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する

同業種・異業種がゆるやかな横の連携を持ち、官民協働による戦略的なプロジェクトの推進が求



められています。文化芸術活動に市民、学校、団体及び市などの主体が連携して参加し、相互に影響を与えることにより、新しい文化芸術が創造されるものと考えます。新たなコラボレーションの模索も大切ですが、既にある連携等の活用も積極的に進めるべきです。

世代間、異文化、障がい者など、様々な「交流」に関する文化芸術の取組が少ないことが現状です。バラエティに富んだ交流等により、障がいの有無・年齢・性別・出身や国籍を越えて様々な場面で、文化芸術を触媒に、創造的な関係性を築くことが必要です。例えば、国内外の姉妹都市等やユネスコ創造都市等の先進例に学ぶことで、交流の在り方に多層性を取り入れる取組などが考えられます。

④ 伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する

本市には、個性的な文化資源が各地域ごとにあふれています。それらの中には、現在、埋もれてしまったものも多く、これらの資源を丹念に発掘するとともに、地域に根ざした文化活動の継承と活用を図る必要があります。

また、伝統文化を守り支える人への投資や、玉藻公園、屋島、讃岐国分寺跡等を、改めて「フィールド」としてとらえ、地域交流による文化的風土の形成、複合的な文化芸術による地域の観光の振興に努める必要があると考えます。

「まちなかパフォーマンス事業」、「高松メディアアート祭」、「瀬戸内国際芸術祭」や「瀬戸内生活工芸祭」など、それぞれのフェスティバルを根付かせ、多層な文化的性格を持ったまちとして、人とまちが共に成長することを願います。また、サンポートホール高松等は、鑑賞型施設として一定の評価は得ていますが、文化を創出する発信拠点として、今後は提案型・創出型の事業展開を行う必要があります。

これらの課題とともに、先の市民アンケート調査（※p.38～44参照）では、多くの市民が文化芸術の鑑賞や活動を大切に思いながらも、鑑賞できずにいる人々（46%）も少なくなく、ましてや自身が文化芸術活動していない人々も79%という結果となっていることから、より一層、きめ細やかで計画的な事業展開を行い、より多くの方々に文化芸術活動へ参加していただく必要があると考えます。アンケート調査では、今後の『文化芸術活動がもっと盛んになるために市が行うものとして何が必要か』という行政に求められる問いに対して、上位を占める「文化芸術活動に関する情報の提供」、「子どもたちに対する文化芸術活動の充実」、「資金的援助による文化芸術活動の支援」、「市民の文化意識の高揚」に加えて、『市民の文化芸術活動がもっと盛んになるためには』に対しては、「観覧・鑑賞の機会の提供」、「市民に対する文化芸術活動に関する情報の提供」、「文化芸術関係のイベントを数多く開催する」、「文化芸術関係のイベントに参加する」、「文化芸術活動に対しての資金的支援」、「文化芸術活動の練習や制作及び発表の場所の提供」などが挙げられており、これらの期待に応えるべく、計画を策定し、事業を実施していく必要があります。

第2章

計画の体系と具体的な取組





1 目指すべき都市としての姿

高松市文化芸術振興条例を踏まえ、本市が文化芸術を通して目指すべき都市は、次のとおりです。

文化芸術を通して、市民が生き生きと 心豊かに暮らせるまち、高松の実現

高松市文化芸術振興条例の前文に、「文化芸術は、私たちの創造性を育むとともに、心を癒やし、かつ、豊かにし、生きる喜びや誇りを与えて将来への希望を灯すものである。また、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、私たちを固定観念から解放し、相互に理解し、尊重し合う土壌を醸成することにより、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与するものである。さらに、文化芸術は、その源を共有するスポーツや農業、観光等の幅広い産業と密接に連携させることにより、魅力に満ち、活力のあるまちづくりの推進力となるものである。」と記載しています。

本市では、文化芸術及び人間が潜在的に持っている力を生かし、

「文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現」
を目指した取組を積極的に進めてまいります。

2 4つの方針

前章の「現状」と「課題」を踏まえ、課題における4つの視点にイメージしやすい言葉を添えて、目指すべき都市の姿の実現に当たっての基本的な方針を、以下のとおり定めます。

1 はぐくむ・いかす

市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する

▶人材の育成、顕彰及び奨励

市民一人一人の文化芸術に対する関心や興味を多角的に引き出し、主体的な関わりが持てるような文化芸術活動の振興を進めます。

2 であう・ひろがる

誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える

▶次代を担う子どもの育成、環境の整備、情報の収集及び発信

市民の活動の場及び機会の拡充を図り、質の高い環境の整備を行い、文化芸術を介した個性豊かな「ひろば」を創出し、文化芸術活動の活性化を図ります。

3 つなぐ・あむ

文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する

▶協働及び連携、交流の促進

文化芸術活動に多くの主体（この場合、市民、学校、団体及び市）が参加し、障がいの有無・年齢・性別・出身や国籍を越え、文化芸術を触媒に、様々な場面で創造的な関係性を創造します。

4 つたえる・たのしむ

伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する

▶地域特有の文化の継承と創造、多様な文化芸術等の尊重及び享受、文化芸術を生かしたまちづくり

地域に根ざした文化活動の継承と活用を図るとともに、新しく生み出される文化芸術にも共感を抱くことにより、多層的文化的性格をもったまちとして、人とまちが共に成長することを目指します。

3 数値目標

文化芸術を鑑賞し、また自ら活動に参加するなど、文化芸術に触れ合い親しむ施策を4つの方針に基づき展開した結果として、その成果を総合的に判断する指標と数値目標を、次のとおり定めるものです。

指 標	現状値（平成24年度）	目標値（平成30年度）
「自分自身が文化芸術活動をした」人の割合	20%	30%
「文化芸術を鑑賞した」人の割合	53%	60%
「文化芸術が盛んなまちだと思う」人の割合	40%	60%

※高松市文化芸術振興条例及び本計画の策定に当たり実施したアンケート調査と同様の調査を実施し、成果を検証するものです。



4 計画の体系

基本的な考え方に応じて、下記のとおり、体系的に今後の取組を設定し、それらを推進します。

《目指すべき都市としての姿》

文化芸術を通して、市民が生き生きと 心豊かに暮らせるまち、高松の実現

体系は、4つの「方針」、10の「基本的施策」※、30の「主な取組」で構成し、そのうち、新規事業が5つ、拡充事業が21、見直しをする事業が4つです。

※高松市文化芸術振興条例 第3章第10条～19条（p.32～33参照）に位置付けられた10の基本となる施策

1 はぐくむ・いかす

市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する

☆新規 ◎拡充 ○見直し

主な取組	内 容	取組方法	主な関係課	頁
基本的施策	(1) 人材の育成			
①アーティスト・イン・レジデンス	他都市のアーティスト・イン・レジデンス活動の調査、市内の空き施設等の調査及び活用。 既に実施されている大島でのアーティスト・イン・レジデンス活動の継続展開。	☆	・文化芸術振興課	16
②アートマネジメント講座等の充実及び人材育成	大学や企業等の連携による講座拡充及び人材の育成・活用。	◎	・文化芸術振興課	16
③文化芸術活動を支援する者の育成	各文化施設の事業をサポートする人材の育成のための講座の充実、年齢の幅を持ったコンシェルジュ（案内人）の養成及び企業等のメセナ活動と連携した取組。	◎	・文化芸術振興課 ・文化財課 ・美術館美術課 ・生涯学習課（生涯学習センター） ・中央図書館	17
基本的施策	(2) 顕彰及び奨励			
①高松市文化奨励賞の見直し	新人賞枠を設けるなど、表彰制度の再編。 発表の機会を創出。	○	・文化芸術振興課	17
②子どもを対象としたコンクール等の支援	子どもを対象としたコンクール等、発表の機会を創出。	◎	・産業振興課 ・文化芸術振興課 ・文化財課	17
③高松市にゆかりのある人材の発掘・把握と連携	高松市出身者や関連する文化芸術関係者等の調査、発掘、研究、顕彰、アーカイブ及び活用。	◎	・文化芸術振興課	18

2 であう・ひろがる

誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える

☆新規 ◎拡充 ○見直し

主な取組	内 容	取組方法	主な関係課	頁
基本的 施策	(1) 次代を担う子どもの育成			
①子どもの発達段階に応じた文化芸術との触れ合いの機会の創出	発達段階に応じた文化施設の来訪など既存のプログラムの見直しによる再編。 高松市美術館を始め、イサム・ノグチ庭園美術館等での鑑賞機会の創出。	○	- 子育て支援課 (こども未来館[*]整備室) - 文化芸術振興課 - 美術館美術課 - 生涯学習課(生涯学習センター) - 中央図書館 - 文化財課 - 学校教育課	18
②小・中・高等学校との連携プログラム事業	学校と他機関の連携プログラム事業の展開。 子どもコンシェルジュ事業に向けた取組。	◎	- 子育て支援課(こども未来館整備室) - 文化芸術振興課 - 美術館美術課 - 生涯学習課(生涯学習センター) - 中央図書館 - 文化財課 - 学校教育課	19
③マイ・ウルシ・カップ事業	小・中学校の給食時の器などに本物の漆器等を使用。	☆	- 産業振興課 - 学校教育課 - 文化芸術振興課 - 保健体育課	19
④アーティスト派遣事業の見直しと拡大	専門分野の拡大、派遣元や派遣先の拡充。	○	- こども園運営課 - 文化芸術振興課 - 学校教育課	19
⑤就学前児童のプログラム展開	文化芸術団体等と連携を図り、活動を拡充。 0才からのコンサート、マタニティーコンサートやブックスタート等の推進。	◎	- 子育て支援課 (こども未来館整備室) - 文化芸術振興課 - 美術館美術課 - 中央図書館	20
基本的 施策	(2) 環境の整備			
①アートディレクターの配置	文化を軸にプランニングできる人材を置き、創造・発信拠点の事業等を展開。	☆	文化芸術振興課	20
②既存施設の慣行的な事業の見直しと展開	各文化施設のミッションを再考し、慣行的な事業の見直し・改善に取り組む。 各文化施設の連携強化、ネットワークづくりの推進。	○	- 子育て支援課 (こども未来館整備室) - 文化芸術振興課 - 美術館美術課 - 生涯学習課(生涯学習センター) - 中央図書館 - 文化財課	20

※こども未来館（仮称）は平成28年度開館予定



主な取組	内 容	取組方法	主な関係課	頁
基本的 施策	(3) 情報の収集及び発信			
①多様な広報媒体の活用	横断的かつ総合的に文化芸術情報を集約整備。	◎	・文化芸術振興課	21
②情報の共有と蓄積	ソーシャルメディア等を活用し、多くの人が情報を共有しながら更新するアーカイブづくり。	◎	・文化芸術振興課	21
③効果的な広報戦略	世代や届ける相手に配慮したメディアの選択、マルチリンガルによる取組、情報のプライオリティの精査、大都市に向け効果的なPR等。民間との連携の推進。	◎	・文化芸術振興課	21

3 つなぐ・あむ

文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する

☆新規 ◎拡充 ○見直し

主な取組	内 容	取組方法	主な関係課	頁
基本的 施策	(1) 協働及び連携			
①大学や民間等との連携・支援の仕組みづくり	芸術系大学との連携によるアーツスクール等の新たなコラボレーションの模索や既存連携の積極的な活用。	◎	・文化芸術振興課	22
②既存施設と連携したフェスティバルの展開	「まちなかパフォーマンス事業」、「高松メディアアート祭」、「瀬戸内国際芸術祭」や「瀬戸内生活工芸祭」等のフェスティバルを根付かせ、多層的な文化的性格を持ったまちづくりの推進。	◎	・文化芸術振興課	22
基本的 施策	(2) 交流の促進			
①障がい者を始め、誰もが参加できる文化芸術活動の支援	高松アートリンクプロジェクトや障害福祉サービス事業所への芸術家派遣事業の拡充。	◎	・障がい福祉課 ・文化芸術振興課	23
②ホスピタルアートの展開	新病院における、快適な療養環境の提供。	☆	・文化芸術振興課 ・新病院整備課	23
③高松国際ピアノコンクール推進事業の展開	インターバル時の事業展開により、コンクールの知名度を高めるとともに、まちの個性を内外に発信。	◎	・文化芸術振興課	23
④国内外の姉妹都市等との交流	多言語での情報提供など、多文化共生に対応した文化芸術の振興。	◎	・観光交流課 ・文化芸術振興課	24

4 つたえる・たのしむ

伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する

☆新規 ◎拡充 ○見直し

主な取組	内 容	取組方法	主な関係課	頁
基本的施策	(1) 地域特有の文化の継承と創造			
①有形・無形文化財等の保存と活用	指定文化財等の保存・活用及び埋もれた資源の発掘、学術的な探究・蓄積。	◎	・文化財課	24
②地域固有の伝統工芸及び民俗芸能、そのほか地域に根ざした文化活動の把握と継承・活用・支援	漆芸、石材、盆栽、建築、景観、食など地域に根ざした文化の発掘と継承、活用及び継承者への支援。	◎	・産業振興課 ・文化財課	24
③歴史的な景観や建造物の活用	仏生山の町並みや玉藻公園披雲閣に代表される歴史的な景観や建造物の活用。	◎	・観光交流課 ・文化財課 ・都市計画課	25
基本的施策	(2) 多様な文化芸術等の尊重及び享受			
①公共施設を発信拠点とした、提案型・創出型の事業展開	サンポートホール高松等の公共施設において、鑑賞型事業に加えて、積極的に提案型・創出型の事業展開を推進。	◎	・文化芸術振興課 ・文化財課 ・美術館美術課 ・生涯学習課(生涯学習センター)	25
②美術館におけるコレクション及び企画展等の充実	進取性に富んだ体系的なコレクションの充実及び新たな現代美術の企画展等の定期的な開催。	◎	・美術館美術課	25
③新しく創出される文化芸術活動の支援	メディアアート、現代サーカス、コンテンポラリーダンス等、新しい表現によるアート展開の調査や支援。	◎	・文化芸術振興課	26
基本的施策	(3) 文化芸術を生かしたまちづくりの推進			
①観光地や史跡などのフィールドを生かしたブランドづくり	フィールド（玉藻公園、屋島、讃岐国分寺跡等）での多角的なコラボレーションによるブランドづくり。	◎	・地域政策課 ・観光交流課 ・文化財課 ・産業振興課 ・文化芸術振興課	26
②レンタサイクルのアート化	レンタサイクルのアート化	☆	・都市計画課	26



5 今後の取組

前項の「4つの方針」及び「計画の体系」に基づき、「文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現」に向け、具体的な取組を進めていきます。

1 はぐくむ・いかす

市民を始め、文化芸術の担い手の自主性や創造性を十分に尊重する

(1) 人材の育成

① アーティスト・イン・レジデンス【アート・シティ高松プロモーション事業】

高松市内の活用されていない資源（例えば、空き家、廃校、商店街の空き店舗等）を活用し、国内外から招聘したアーティストが一定期間滞在し、地域とのつながりの中で作品制作を行うことで、地域との協働が生まれ、地域に賑わいをもたらすとともに、アートの普及や若手アーティスト等の育成につながります。

他都市などにおけるアーティスト・イン・レジデンス活動や市内の空き施設等の調査に基づき事業を実施するとともに、既に実施されている大島でのアーティスト・イン・レジデンス活動を継続展開します。

② アートマネジメント講座等の充実及び人材育成



演劇どっどこむ 俳優&リーディングコース
(サンポートホール高松)

サンポートホール高松で開催されている「アートマネジメント実践講座」や「演劇どっどこむ」（共に四国学院大学協働事業）等の第一線で活躍している講師を招き、人材の育成を目的とした事業展開を、各文化施設等で図ります。

独自企画のほか、協働事業の調査を行い、より専門性の高い講座を開催します。

③ 文化芸術活動を支援する者の育成



サポーターによるミュージアムトーク
(高松市歴史資料館)

各文化施設の事業をサポートする人材の育成・充実や、年齢の幅を持ったコンシェルジュ[※]の養成、企業等のメセナ活動と連携した取組に努めるなど、人と人、人と地域を結ぶ人材を育て、活躍の場を創出します。

※コンシェルジュ＝ホテルの宿泊客の要望や案内に対応する人の役割から派生しており、広義には案内人のこと。

(2) 顕彰及び奨励

① 高松市文化奨励賞の見直し

優れた功績のある人や将来性の豊かな人たちが、この賞を受賞することにより、受賞者が今まで以上に「誉れ」と感じることで奮起でき、また、この賞を目指す人たちが後に続くことで、高松市の文化芸術の質が高まるような表彰制度を目指します。

現在ある「高松市文化奨励賞」を、過去の実績を評価する功労者賞的な賞と、これからの活躍を期待する新人賞的な賞の二段階に分けて、表彰します。また、単なる賞の授与にならないよう、受賞者には、発表の機会を提供するなどし、受賞者を応援するとともに、その受賞を通じて、市民も文化芸術に触れる機会が提供されるように還元するものとします。

② 子どもを対象としたコンクール等の支援

子どもの頃から文化芸術に親しみ、かつ創造する喜びを知ること、将来にわたり文化芸術活動の担い手となるよう、子どもを対象としたコンクール等を継続するとともに、発表の機会を創出するものです。

既存のコンクール（例：菊池寛ジュニア賞、高松テルサ音楽祭）等を開催することで、引き続き子どもを対象とした発表の機会を創出します。



菊池寛ジュニア賞贈呈式



③ 高松市にゆかりのある人材の発掘・把握と連携

本市には、文化芸術の各分野における人材が育ち、巣立ち、国内外で活躍するほか、最近では移住者も含め、活動の拠点を本市に置く文化芸術関係者も増えています。また、過去においても、文壇の大御所菊池寛を始め、各分野で優れた人材を多く輩出しています。そこで、高松市出身者や関連する文化芸術関係者等を、常日頃から把握し、発掘するとともに、アーカイブ化※及び活用していきます。

※アーカイブ=書庫の意味から、データを集積し、記録保管すること。



「菊池寛紙芝居」の一場面

2 であう・ひろがる

誰もが、文化芸術に広く親しむことができる環境を整える

(1) 次代を担う子どもの育成

① 子どもの発達段階に応じた文化芸術との触れ合いの機会の創出



特別展「高松コンテンポラリーアート・アニユアル vol.03」(高松市美術館)

「学校の役割」を規定している「高松市文化芸術振興条例」に基づいて推進される本計画では、学校のもつ役割に大きく期待するものです。今後、教育委員会との更なる連携を図り、発達段階に応じた文化施設来訪など既存のプログラムの再編を検討していきます。

小・中学校時に、高松市美術館を始め、イサム・ノグチ庭園美術館などを訪問し、対話による鑑賞など多角的に作品と触れ合う機会を創出させることで、豊かな心や感性、創造力を育むとともに、次代を担う子どもの育成につなげていきます。

(※) 平成28年度開館予定のこども未来館(仮称)の活動も含む。

② 小・中・高等学校との連携プログラム事業



中学生がファシリテーターとなった「まると探偵クラブ」(高松市美術館)

文化芸術で心豊かに暮らせるまちをつくるためには、各方面の人材が連携して、文化芸術活動に取り組むことができる体制が必要です。そこで、アーティスト、大学、団体等や既存施設の教育普及スタッフと、学校現場の教員が密に連携したプログラム事業の展開に努め、子どもコンシェルジュ事業にもつなげていきます。

③ マイ・ウルシ・カップ事業

香川の伝統工芸品である香川漆器を幼少期から使用し、その良さや特徴に触れることで、理解を深めるとともに、生活の中で身近なものとして愛着が持てるよう、小・中学校の給食時の器などに本物の漆器等を使用することで、漆芸の世界を学ぶ機会の創出に努めます。

子どもたちが自分たちの住むまちに息づく文化芸術の素晴らしさを他者に伝え、共感を生むようなプログラム(コンシェルジュ)の一環であると同時に、作り手側の人材育成や雇用の創出につなげていきたいと考えています。



④ アーティスト派遣事業の見直しと拡大



アーティスト派遣事業

高松を拠点に活動するアーティストを保育所や幼稚園等に派遣し、子どもたちの興味や芸術表現をサポートするという、平成21年から実施している現在の芸術士派遣事業は、高い評価を受けています。今後より一層、多様な文化芸術に触れる機会と幅広い年代への拡大を図るとともに、分野の拡大、派遣元や派遣先の拡充などについて検討していきます。



⑤ 就学前児童のプログラム展開

就学前の子どもたちに与える文化芸術の影響は大きく、その感性と創造力を守り育てるためには、文化芸術に触れる機会の幅広い創出が必要です。子どもの活動に、実績のある団体等と協力しつつ、その年齢にふさわしいプログラムを提供します。0才からのコンサート（【アート・シティ高松プロモーション事業】）、マタニティーコンサートやブックスタートなどにより、保護者にも文化芸術への興味関心を促していきます。



0才からのコンサート（高松国分寺ホール）

（２）環境の整備

① アートディレクターの配置【アート・シティ高松プロモーション事業】

高松市の文化を軸にプランニングできる人材（芸術監督）を置き、俯瞰的・集約的にマネジメントし、文化芸術施策の展開を図っていきます。

② 既存施設の慣行的な事業の見直しと展開

各文化施設のミッションを再考し、明確な目標設定を共通認識した上で、現状分析及び成果検証することで、慣行的な事業の見直しや改善に取り組むよう努めます。

また、各文化施設の連携強化、ネットワークづくりを進めることで、情報やノウハウの共有化などに努めます。

- 市民が文化芸術に関心を持つきっかけづくり
- その関心を深める取組
- 主体的に文化芸術活動を社会に還元できるような仕組み

上記の３つの視点を持ち、文化芸術との関わり方に応じた事業を展開します。

(3) 情報の収集及び発信

① 多様な広報媒体の活用

横断的かつ総合的に高松市の文化芸術情報が集約された情報ポータル[※]の整備をします。市民のニーズに対応したメディア（広報紙、チラシ、ポスター等の紙媒体や、ホームページ、Twitter、Facebook等ネット環境）を幅広く活用します。

※ポータル＝元々は門や入口を表すもので、この場合は利用者が情報を得る手立ての入口のこと。

② 情報の共有と蓄積

特定の人や機関が個々に情報を管理するのではなく、ソーシャルメディア等を活用し、多くの人が情報を共有しながら更新するアーカイブづくりに努めます。

③ 効果的な広報戦略

世代や届ける相手に配慮したメディアの選択や、世界を意識したマルチリンガル[※]による取組、大都市に向けた効果的なPRを図る等、提供先（ターゲット）を意識した広報戦略に努めます。

情報の多角化に伴い、情報のプライオリティ（優先順位）の精査、デザインルールの統一、ブランドづくり全般にわたるプロデュース力など、民間と連携を図り、官民一体となって文化都市高松を推進していくことに努めます。

※マルチリンガル＝複数の言語を話すこと。



海外向けブログサイト「Art City Takamatsu」



創造都市推進局 Facebook



3

つなぐ・あむ

文化芸術の担い手が協働し、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を創出する

(1) 協働及び連携

① 大学や民間等との連携・支援の仕組みづくり



子どものアトリエ（高松市美術館）

同業種・異業種がゆるやかな横の連携を持った、官民協働による戦略的なプロジェクトの推進を検討します。連携プログラムの多層性及び関わり方の個性化を図り、芸術系大学との連携によるアーツスクール等の開催に努めます。新たなコラボレーションの模索も大切ですが、既にある連携（例えば、高松市と地元大学等との連携協定）等の活用も積極的に進めます。

② 既存施設と連携したフェスティバルの展開

「まちなかパフォーマンス事業」（【アート・シティ高松プロモーション事業】）、「高松メディアアート祭」、「瀬戸内国際芸術祭」や「瀬戸内生活工芸祭」など、それぞれのフェスティバルを根付かせることで、多層な文化的性格を持ったまちとして、人とまちが共に成長できる事業展開を図ります。また、アーティストや文化芸術団体が出張して、演奏やパフォーマンス等を行うことにより、直接、文化施設に足を運ばなくても、文化芸術に触れることができるよう、アウトリーチ活動にも力を入れます。文化芸術が市民生活の中に溶け込み存在するよう、既存施設の既成概念をほどいて街に飛び出し、文化芸術にあふれた生活環境の醸成を目指します。



街角に音楽をフェスティバル in 高松



瀬戸内国際芸術祭

(2) 交流の促進

① 障がい者を始め、誰もが参加できる文化芸術活動の支援



高松アートリンクプロジェクト 2010

障がい者とアーティストや、学校とアーティストなどバラエティに富んだ交流や、障がいのある方々を始め、誰もが「居場所」や「出番」を持てる、文化芸術を介したプログラムを創出することで、そこで行われる事業に社会的包摂※の意味合いを持たせます。高松アートリンクプロジェクトや障害福祉サービス事業所への芸術家派遣事業を継続・拡充します。

※社会的包摂＝社会的排除に相対する概念で、社会に包み込むこと。他の人々との相互的で対等な関係を獲得し自立を支援する考え方。

② ホスピタルアートの展開

アートの力をもって、病院などの医療環境をより快適な癒しの空間とする試みが、全国各地で見られるようになりました。特に、善通寺市にある四国こどもとおとなの医療センターは、アートディレクターを置き、前身の香川小児病院時代から「ホスピタルアート」に取り組み、平成25年のオープンによりダイナミックに、かつ患者と家族と医療関係者とアーティストらが丁寧に関係性を紡ぎながら、アートの力によって癒やしとぬくもりにより、患者等の心を和らげるなど、確かな歩みを見せています。

仏生山町に整備する新病院は、アートを含めた癒しの環境づくりへの取組を調査し、きめの細かい配慮がなされた快適な療養環境を提供します。

③ 高松国際ピアノコンクール推進事業の展開



第3回高松国際ピアノコンクール

高松国際ピアノコンクールは、高松から世界レベルの音楽を発信するとともに、地域の活性化、音楽芸術の振興、国際的な文化交流の推進などを目的として、4年に1度開催されています。

このコンクールの開催は、才能ある音楽家の発掘はもとより、広く市民がピアノを通じて音楽に親しみ、音楽を愛する心を培うため、インターバル時のイベントを充実させ、本祭の知名度を上げ、まちの個性を内外に向けて発信します。



④ 国内外の姉妹都市等との交流

姉妹都市のセント・ピータースバーグ市（アメリカ合衆国）とトゥール市（フランス共和国）を始め、友好都市の南昌市（中華人民共和国）と由利本荘市（秋田県）、姉妹城都市の彦根市（滋賀県）、親善都市の水戸市（茨城県）、文化・観光提携都市の金沢市（石川県）、歴史文化交流都市の下野市（栃木県）などとの既存の都市間交流のほか、日仏自治体交流会議やユネスコ創造都市等を通じたつながりを生かし、地域との交流を深めるとともに、多言語での情報提供など、多文化共生に対応した文化芸術の振興に努めます。

4

つたえる・たのしむ

伝統を継承するとともに、新たな文化芸術を享受・創造する

（１）地域特有の文化の継承と創造

① 有形・無形文化財等の保存と活用

市域は広く、個性的な文化資源にあふれており、指定文化財等の保存と活用を進めるとともに、埋もれた資源を丹念に発掘し、学術的な探究及び蓄積を行うよう努めます。



高松城跡の月見櫓・水手御門・渡櫓

② 地域固有の伝統工芸及び民俗芸能、そのほか地域に根ざした文化活動の把握と継承・活用・支援

地域に誇りを持てる豊かな市民生活を導くためには、伝統文化を将来へ発展的に繋ぐことが重要であることから、漆芸、石材、盆栽、建築、景観、食など地域に根ざした文化の発掘とその継承、活用を図るとともに、伝統文化を守り支える人への支援策についても検討します。



東谷農村歌舞伎「祇園座」

③ 歴史的な景観や建造物の活用

仏生山の町並みや高松城跡（玉藻公園）披雲閣に代表される歴史的な景観や建造物を活用した取組に努めます。



仏生山の町並み



高松城跡（玉藻公園）披雲閣ライトアップ

（2）多様な文化芸術等の尊重及び享受

① 公共施設を発信拠点とした、提案型・創出型の事業展開

サンポートホール高松等の公共施設が、鑑賞型事業に加えて、積極的に提案型・創出型の事業展開をしていきます。



© Studio K
新作オペラ「扇の的」～ここからはじまる～(サンポートホール高松)



© Studio K
演劇どっとこむ「高松なう」(サンポートホール高松)

② 美術館におけるコレクション及び企画展等の充実

瀬戸内国際芸術祭開催により、市民の現代美術への興味関心が以前にも増して高まりつつあります。市美術館では進取性に富んだ視点を持ちつつ体系的に収集されてきたコレクションをさらに充実させ、新たな現代美術の企画展等を定期的 to開催します。



特別展「大竹伸朗展 憶速」(高松市美術館)



③ 新しく創出される文化芸術活動の支援



「100年サーカス」公演（ことடன்仏生山工場）

メディアアート、現代サーカスやコンテンポラリーダンスなどに見られる、新しい表現によるアート展開の調査や支援を行います。



高松メディアアート祭プレイベント（高松市美術館）

（3）文化芸術を生かしたまちづくりの推進

① 観光地や史跡などのフィールドを生かしたブランドづくり



盆栽カフェ（玉藻公園前）

玉藻公園、屋島、讃岐国分寺跡等を、それぞれ広がりのある「フィールド」としてとらえ、積極的に活用します。季節を意識し、特産品や食などの魅力を組み合わせた多角的なコラボレーションによる事業を定期的に展開し、ブランド化を図ります。また、コミュニティセンター等を中心とした地域ならではの企画を巡回させることなどにより、地域交流による文化的風土の形成、複合的な文化芸術による地域振興や観光振興に努めます。

② レンタサイクルのアート化



波と水しぶきをイメージしたデザイン

公共交通機関との連携はもとより、フィールド相互をつなぐ交通手段の整備も高松市全体のアートブランドを創出する手段の一環ととらえ、レンタサイクルのアート化を推進します。

第3章

計画の推進体制





1 計画の推進

(1) 計画を推進する庁内体制の整備

本計画は、文化芸術振興施策を推進するための指針となるものであり、教育、福祉、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策・事業を総合的かつ効果的に推進する必要があります。そのため、文化芸術振興課において、関係部局の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取組を積極的に進めます。

(2) 協働による計画の推進

本計画は、市民・団体・学校・市がそれぞれの役割・責務を果たすとともに、協働しながら、また、関係機関との連携協力の下に、積極的な推進を図ります。

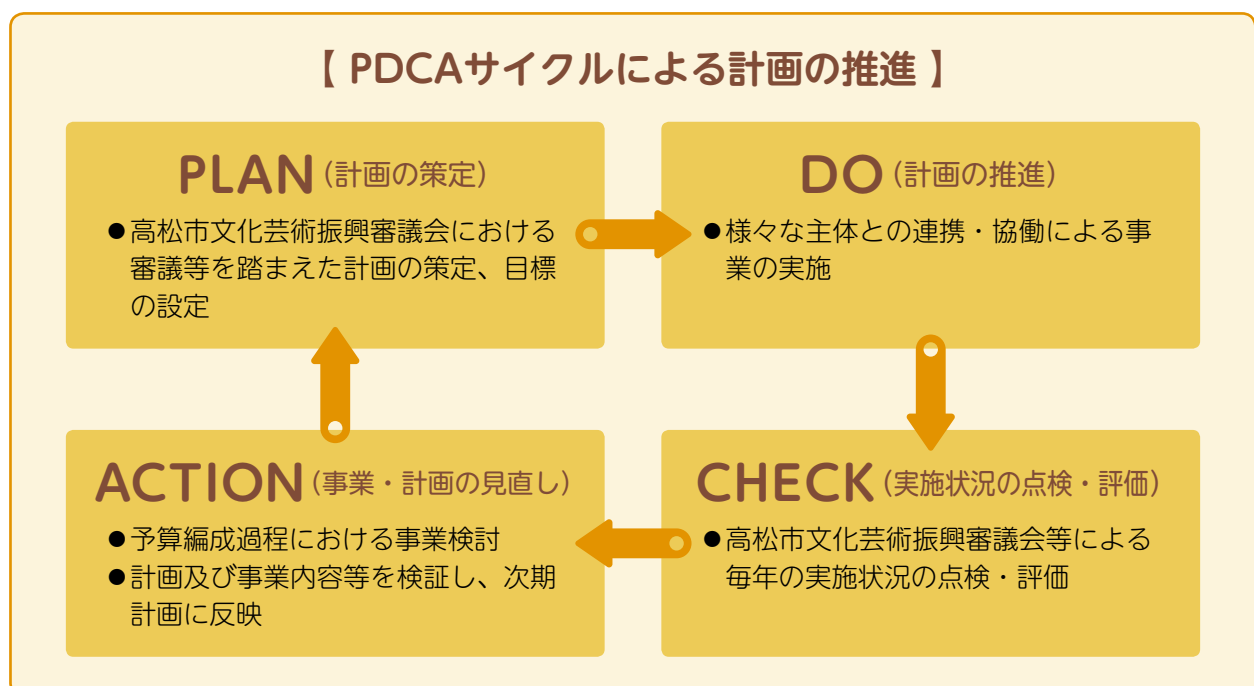
(3) 計画の広報・啓発

関係者が協働して計画の実現を図るため、市民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。



2 評価・進行管理

重点取組事業については、年度毎の活動指針を設け、事業の適切な評価と進行管理するとともに、市民等とその評価課題を共有します。



| 高松市文化芸術振興計画 |

参考
資料



① 高松市文化芸術振興条例

文化芸術は、私たちの創造性を育むとともに、心を癒やし、かつ、豊かにし、生きる喜びや誇りを与えて将来への希望を灯すものである。また、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、私たちを固定観念から解放し、相互に理解し、尊重し合う土壌を醸成することにより、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与するものである。さらに、文化芸術は、その源を共有するスポーツや農業、観光等の幅広い産業と密接に連携させることにより、魅力に満ち、活力のあるまちづくりの推進力となるものである。

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に臨み、古来から交通の要衝であり、四国の中核的な都市として発展してきた。先人たちは、歴史を重ねる中で、国内外の多くの人々と交流し、様々な文化を柔軟に取り入れつつ、個性豊かな文化芸術を育み、本市を文化の香り高い都市として発展させてきた。このことは、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する私たちの心の支えとなっている。

私たちは、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で豊かに生きることが人々の普遍的な願いであることを確認する。そしてここに、文化芸術の振興に関連する施策を総合的かつ計画的に実施し、本市の文化芸術の発展と新たな創造に資するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、学校及び団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が生き生きと心豊かに暮らせる魅力ある高松の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文学、音楽、美術、写真、映像、書道、演劇、舞踊、建築、デザインその他の芸術、茶道及び華道をはじめとする生活文化並びに有形及び無形の文化財、地域固有の伝統工芸及び民俗芸能その他の伝統文化をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業を行い、又は活動する個人をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これに準ずる施設で

あって、市内に所在するものをいう。

(4) 団体 市内において事業を行い、又は活動する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、市民、学校、団体及び市による協働を通じて幅広く文化芸術を担う人材が育成されることにより、文化芸術活動の促進が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた本市の文化芸術が、市民の財産として保護され、保存され、継承されるとともに、将来においてもその活用及び発展が図られるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、市民一人一人の価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、市民、学校及び団体と協働し、並びに関係機関と連携を図るとともに、地域社会における人材、資源、情報等を活用するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、文化芸術活動を担う主体として、基本理念にのっとり、様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、多様な文化芸術を理解し、尊重するとともに、相互に交流を深めるよう努めるものとする。

(学校の役割)

第6条 学校は、次代を担う子どもの豊かな人間性の形成に資する施設として、基本理念にのっとり、子どもが文化芸術に触れる機会の充実を図り、文化芸術を担う人材を育成する役割を果たすよう努めるものとする。

(団体の役割)

第7条 団体は、地域社会を構成する一員として、基本理念にのっとり、その保有する人材、資源等を有効に活用し、自主的な文化芸術活動の展開及び市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

する。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 文化芸術振興計画

第9条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的な方針

(2) 文化芸術の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその達成すべき目標に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する高松市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(人材の育成)

第10条 市は、文化芸術に関し創造的な活動又は継承を行う者及び文化芸術活動の企画運営を行う者並びにこれらの者の活動を支援する者の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(次代を担う子どもの育成)

第11条 市は、次代を担う子どもの豊かな感性と人間性を育むため、地域社会及び学校における文化芸術活動の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境の整備)

第12条 市は、市民及び団体による自由な文化芸術活動を促進するため、活動の場及び機会の拡充その他必要な施策を講ずるものとする。

(協働及び連携)

第13条 市は、文化芸術活動に多くの主体が参加し、相互に影響を与えることにより新しい文化芸術の創造に資するため、文化芸術活動を通じた協働及び連携の仕組みづくりその他必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び発信)

第14条 市は、市民及び団体による文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する情報を積極

的に国内外から収集し、蓄積するとともに、国内外に向けて発信するものとする。

(交流の促進)

第15条 市は、市民が多様な文化芸術に対する理解と本市の文化芸術に対する認識を深めるため、世代間、地域間及び海外との間における文化芸術活動の交流その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域特有の文化の継承と創造)

第16条 市は、伝統芸能、文化財、景観等の本市特有の文化を発展的かつ創造的に継承するため、これらの保存及び活用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(多様な文化芸術等の尊重及び享受)

第17条 市は、市民が多様な価値観を尊重し、新しく生み出される斬新な文化芸術を享受することができるよう、現代的な文化芸術活動の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術を生かしたまちづくりの推進)

第18条 市は、文化芸術にあふれた魅力あるまちづくりを推進するため、文化芸術が有する創造性を活用した産業の振興、市民が多様な文化芸術に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰及び奨励)

第19条 市は、市における文化芸術の振興に優れた功績のある者を顕彰し、及び文化芸術活動を行う将来性の豊かな者の活動を奨励するものとする。

第4章 高松市文化芸術振興審議会

第20条 文化芸術の振興に関する施策を効率的かつ計画的に推進するため、高松市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 文化芸術活動を行う団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条及び次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第49号の次に次のように加える。

(49) の2 文化芸術振興審議会委員	6,500
---------------------	-------

② 高松市文化芸術振興審議会委員名簿

委嘱年月日：平成26年2月3日

任 期：平成26年2月3日から平成28年2月2日まで

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
会 長	橋本 一仁	四国学院大学教授・理事、社会学部長、リエゾンセンター長、 (公財) 高松市文化芸術財団理事
副会長	島田 博美	島田バレエ団団長、(公財) 高松市文化芸術財団理事、四国民謡研究会会長、 (公社) 日本バレエ協会四国支部長、高松市芸術団体協議会会長
委 員 (50音順)	青山 夕夏 (公募)	香川大学教育学部教授、フルート奏者、 アジアフルート連盟東京(日本) 理事
	甘利 彩子	特定非営利活動法人 瀬戸内こえびネットワーク 事務局長
	池田 恵子 (公募)	デザイナー
	鹿庭 弘百	(一社) 街角に音楽を@香川 代表理事
	鎌田 直子	特定非営利活動法人 農村歌舞伎祇園座保存会事務局
	北岡 省三	漆芸家、(公社) 日本工芸会理事、香川県美術家協会会長、 日本文化財漆協会理事
	木ノ下 智恵子	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任准教授、 高松市美術館美術品等取得調査委員会委員
	小西 智都子	香川の小さな出版社 ROOTS BOOKS代表
	多田 俊二郎 (公募)	(一財) さぬき生活文化振興財団 代表理事
	佃 昌道	高松大学・高松短期大学学長、高松国際ピアノコンクール事務局長、 (公財) 高松市国際交流協会理事、(公財) 高松市文化芸術財団評議委員
	津村 卓	北九州芸術劇場館長、(一財) 地域創造プロデューサー
	林 幸稔	建築家、林幸稔建築設計事務所主宰
	若井 健司	香川大学教育学部教授、声楽家、四国二期会副理事長、 (公財) 高松市文化芸術財団理事

③ 高松市文化芸術振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市文化芸術振興条例（平成25年高松市条例第95号）第20条第1項の規定に基づき設置する高松市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化芸術振興課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、高松市文化芸術振興条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

2 この規則による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

④ アンケート調査の実施状況

▶ 高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査

- 調査期間：平成24年5月1日～平成24年5月31日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収率等

対 象	配付数	有効回収数	有効回収率
市民一般	3,000 件	1,129 件	37.6 %

▶ 小学生・中学生及び教員を対象にしたアンケート調査

- 調査期間：平成25年1月25日～平成25年2月28日
- 調査方法：小学校4校・中学校3校の合計7校の児童生徒教師に配布・回収
- 回収率等

対 象	配付数	有効回収数	有効回収率
小学生	533 件	499 件	93.6 %
中学生	657 件	603 件	91.8 %
教 師	293 件	237 件	80.9 %

▶ フォーラム「文化芸術による「ひと」と「地域」が輝く高松づくり」参加者へのアンケート調査

- 調 査 日：平成25年3月24日
- 調査方法：参加者へ配布・回収
- 回収率等

対 象	配付数	有効回収数	有効回収率
参加者一般	50 件	29 件	58 %

▶ 高松市文化芸術振興条例制定シンポジウム参加者へのアンケート調査

- 調 査 日：平成26年2月23日
- 調査方法：参加者へ配布・回収
- 回収率等

対 象	配付数	有効回収数	有効回収率
参加者一般	210 件	116 件	55.2 %

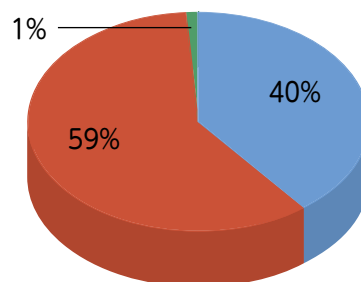
⑤ 高松市の文化芸術に関する市民アンケート調査結果

★印は、p.5、6、8で言及している設問

(実施：平成24年5月)

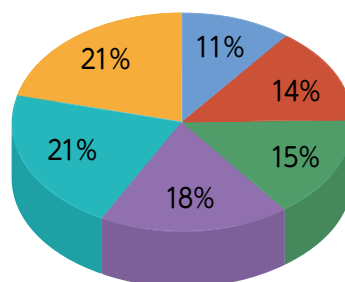
【問1】 性別は

■ 男	447
■ 女	672
■ 未回答	10
計	1,129



【問2】 年齢は

■ 20代	119
■ 30代	161
■ 40代	168
■ 50代	202
■ 60代	238
■ 70代	237
未回答	4
計	1,129

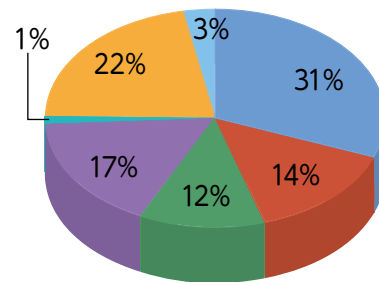


【問3】 居住地は（校区）

新番丁	35	古高松南	19	円座	23	安原	7
亀阜	34	屋島	25	檀紙	19	香南	23
栗林	45	屋島東	13	弦打	26	大野	16
花園	17	屋島西	33	鬼無	22	浅野	23
高松第一	36	前田	19	下笠居	22	川東	18
鶴尾	17	川添	20	女木	2	国分寺北部	26
太田	41	林	20	男木	3	国分寺南部	25
太田南	14	三溪	26	川島	19	庵治	29
中央	17	仏生山	28	十河	26	庵治第二	4
木太	40	香西	20	植田	24	牟礼	39
木太北部	15	一宮	35	東植田	17	牟礼北	15
木太南	18	多肥	22	上西	6	牟礼南	16
古高松	25	川岡	22	塩江	14	未回答	9
計							1,129

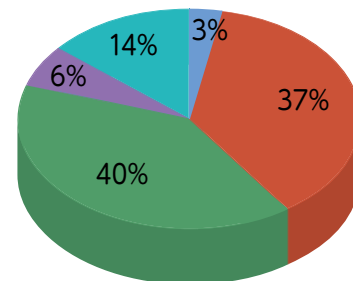
【問4】 就業形態は

■ 会社員	348
■ パート、アルバイトなど	161
■ 自営業・自由業	135
■ 家事専業	190
■ 学 生	14
■ 無 職	242
■ その他	34
未回答	5
計	1,129



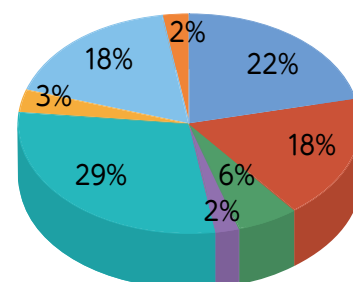
★【問5】 「文化芸術が盛んなまち」だと思いますか

■ 強く思う	35
■ どちらかといえばそう思う	421
■ あまり思わない	445
■ 思わない	68
■ わからない	156
未回答	4
計	1,129



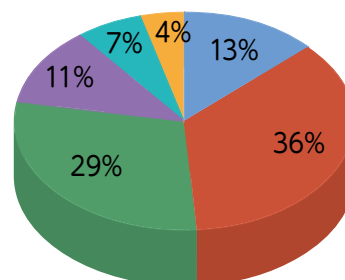
【問6】 - (1) 問5で「強く思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した方、文化的なまちであると感じるところはどこですか (2つ回答)

■ 市民（団体・サークルを含む）の文化芸術活動が盛んである	163
■ 文化芸術を鑑賞する機会が多い	138
■ 文化芸術活動についての情報が集めやすい	45
■ 民間企業等の支援が積極的である	16
■ 美術館やホール等文化施設が充実している	223
■ 路上など屋外で活動している人をよく見かける	25
■ 地域の郷土芸能が保存・継承されている	134
■ その他	17
計	761



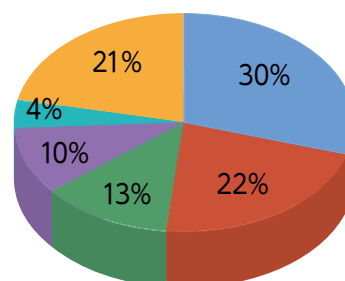
【問6】-（2） 問5で「あまり思わない」「思わない」と回答した方、文化的なまちで
あると感じられないところはどこですか（2つ回答）

■ 市民（団体・サークルを含む）の文化芸術の催しが少ない	112
■ 文化芸術を鑑賞する機会が少ない	303
■ 文化芸術活動についての情報が集めにくい	245
■ 文化施設の整備が遅れている	98
■ 地域の郷土芸能が保存・継承されていない	56
■ その他	33
計	847



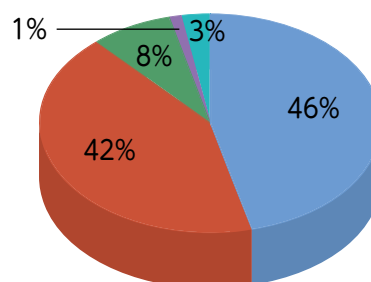
【問7】 「高松市の文化芸術」としてイメージするものは（3つ回答）

■ 歴史や歴史的建造物・遺跡	782
■ 文化行事・イベント	575
■ 文化・教育施設等	328
■ 文化人	260
■ 伝統芸能	113
■ 伝統工芸	550
■ その他	11
計	2,619



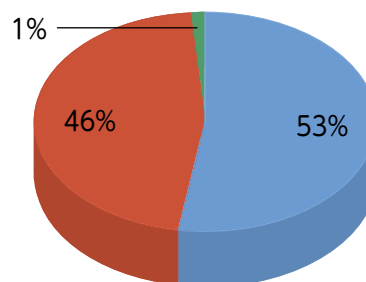
★【問8】 文化芸術の鑑賞や活動を大切だと思いますか

■ 大切だと思う	523
■ どちらかといえば大切	477
■ あまり大切とは思わない	87
■ 大切だとは思わない	13
■ 未回答	29
計	1,129



★【問9】 この一年間で文化芸術を鑑賞しましたか

■ 鑑賞した	595
■ 鑑賞していない	519
■ 未回答	15
計	1,129

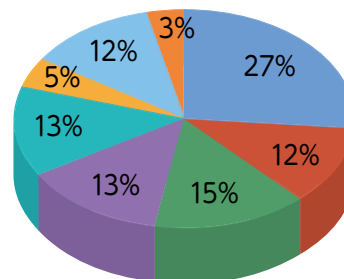


【問10】-（１） 鑑賞した方 → どのようなものを鑑賞しましたか（3つ回答）

クラシック音楽	115	バレエ	19	華 道	57
軽音楽	40	ダンス	31	茶 道	41
吹奏楽	76	日本舞踊	19	囲碁・将棋	7
ミュージカル	50	映 画	179	文 学	18
合 唱	40	絵 画	257	俳 句	4
演 劇	53	彫 刻	43	短 歌	3
民 謡	12	写 真	76	カラオケ・歌謡曲	45
伝統芸能	77	陶 芸	71	ジャズ・ロック	27
落語・漫才	34	書 道	70	その他	65

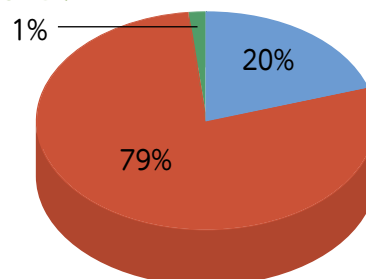
【問10】-（２） 鑑賞していない方 → その理由は（2つ回答）

■ 時間的余裕が無い	229
■ 文化芸術に関する興味が無い	99
■ 魅力ある催しが無い	128
■ 会場が近くに無い	116
■ 文化芸術の催しの情報が無い	115
■ 費用がかかりすぎる	39
■ 日時の都合が合わない	105
■ その他	30
計	861



★【問11】 この一年間で自分自身が文化芸術活動をしましたか

■ 活動をした	226
■ 活動をしていない	887
■ 未回答	16
計	1,129

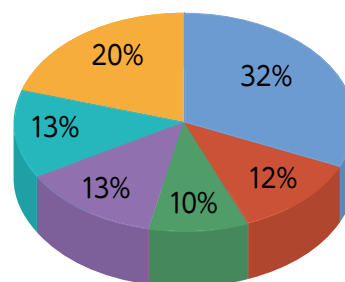


【問12】-（１） 「活動した方」 → どのような活動でしたか（3つ回答）

クラシック音楽	12	バレエ	0	華 道	20
軽音楽	18	ダンス	11	茶 道	19
吹奏楽	6	日本舞踊	4	囲碁・将棋	4
ミュージカル	4	映 画	9	文 学	6
合 唱	18	絵 画	38	俳 句	6
演 劇	4	彫 刻	1	短 歌	1
民 謡	4	写 真	31	カラオケ・歌謡曲	44
伝統芸能	12	陶 芸	16	ジャズ・ロック	8
落語・漫才	1	書 道	24	その他	45

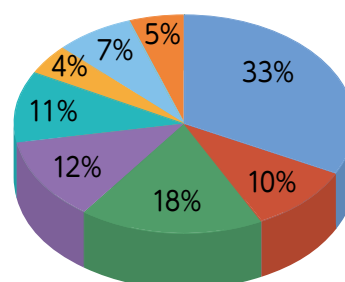
【問12】-（2）「活動した方」→ 活動をはじめるきっかけは（2つ回答）

文化芸術活動をしている知人に誘われて	90
文化芸術活動の発表を見て	34
文化芸術活動を紹介する情報誌を見て	27
家族・親族がその活動に参加していた	37
プロの公演・展示会等を鑑賞して	37
その他	57
計	282



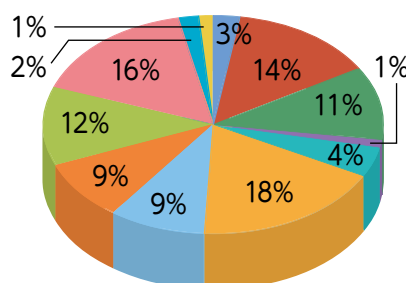
【問12】-（3）「活動をしていない方」→ その理由は（2つ回答）

時間的余裕が無い	447
文化芸術に関する興味が無い	139
参加したい活動が身近に無い	240
一緒に活動する仲間がいない	168
文化芸術活動に関する情報が無い	148
費用がかかりすぎる	61
会場が近くに無い	101
その他	71
計	1,375



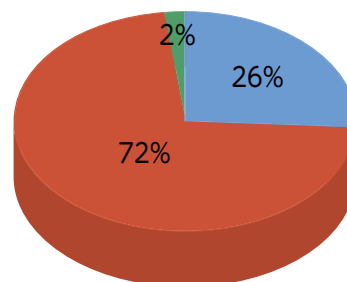
★【問13】 文化芸術活動がもっと盛んになるためには、市が行うものとして何が必要か（3つ回答）

文化芸術振興に対する条例や方針の制定	71
資金的援助による文化芸術活動の支援	361
伝統芸能の保存と活用	283
顕彰制度の整備・充実	26
文化芸術にかかる国際交流の促進	120
文化芸術活動に関する情報の提供	469
質の高い文化芸術活動家・団体の招聘	237
高齢者・障害者のための環境整備	232
市民の文化意識の高揚	303
子どもたちに対する文化芸術活動の充実	418
文化施設の整備・充実	51
その他	34
計	2,605



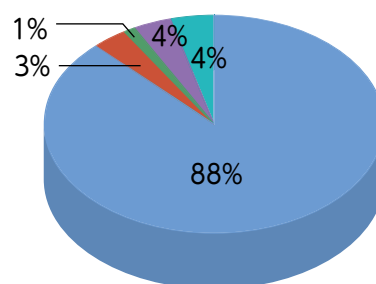
【問14】 瀬戸内国際芸術祭2010に参加しましたか

■ はい	293
■ いいえ	817
■ 未回答	19
計	1,129



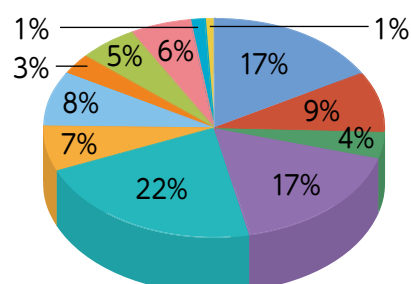
【問15】 「参加した方」 → どのような立場で参加しましたか

■ 来場者	267
■ 運営スタッフ	10
■ こえび隊	4
■ 地元サポーター	11
■ その他	12
計	304



★【問16】 市民の文化芸術活動がもっと盛んになるためには

■ 文化芸術関係のイベントを数多く開催する	443
■ 文化芸術関係のイベントに参加する	235
■ 文化芸術活動にボランティアでスタッフとして参加する	104
■ 市民に対する文化芸術活動に関する情報の提供	450
■ 観覧・鑑賞の機会の提供	578
■ 文化芸術活動の練習や制作及び発表の場所の提供	178
■ 文化芸術活動に対しての資金的支援	214
■ 文化芸術にかかわる国際交流の実践	80
■ 指導者やアドバイザーの派遣などの支援策の充実	147
■ 民間で提供する文化芸術に関する講座の充実	154
■ 文化施設の整備・充実	33
■ その他	21
計	2,637



【問17】 本市の文化芸術の現状・課題、今後の進むべき方向性について自由記述

瀬戸内国際 芸 術 祭	●瀬戸内の島々へのアクセスが不便 ●男木島にも足を運んでもらうために船賃を安くしてほしい
子 ど も ・ 学 校	●親子や家族で参加できるものの企画（鑑賞ほか参加型） ●学校等で質の高い文化芸術にふれる機会の充実（校外学習） ●プロの芸術家の無料訪問を各学校にし、学校単位での文化格差の是正 ●子育て支援としての対策 ●学校の体育館・コミセン等で身近にコンサートなど
高 齢 者 ・ 若 者	●活動の場を増やしてほしい ●若者の興味や関われる事業の増加 ●高齢者向けに講演会をしてほしい（著名人・学識者・評論家など） ●文化芸術よりも、高齢者の就労に力をいれてほしい
行 政	●税金の有効な活用、活動支援 ●情報提供、公開、宣伝方法の強化、国際交流 ●交通の利便性と駐車場確保 ●質の高い企画かつ市民が参加しやすいもの ●分散する文化施設のネットワーク ●指導者の育成 ●うどん県とコラボ企画 ●低料金の催物開催
伝 統 文 化	●伝統工芸・芸術の保存 ●郷土の伝統芸能の活性化
地 域	●地元の芸術家への支援 ●文化センターが閉鎖による天体観測の確保 ●山間部、田舎にも芸術を ●地元の有名著名人の名前を通り名などに使う ●牟礼公民館の活用 ●香西氏の出城や勝賀城跡の土塁修復保存 ●文化財などの宣伝（玉藻城のアピール） ●地域文化芸術の復活
そ の 他	●学芸員の採用 ●大型商業施設等集客の多い場所利用（駐車場有） ●県も市も内向き指向（国際交流の活性化） ●他県に比べて文化芸術が盛んではない ●「人体の不思議展」「ドラえもん展」などふだん興味の無い人も取り込める企画 ●若手芸術家の活動支援 ●学生演劇、地方演劇の強化 ●地元の芸術家の意見を聞いてみてほしい ●高松市開催の芸術的な催しのアピール不足 ●利用者のマナーアップ ●栗林公園の外観保護

高松市文化芸術振興計画【平成27年度～30年度】

発行 平成27年 3 月

編集 高松市創造都市推進局

文化・観光・スポーツ部 文化芸術振興課

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番15号

TEL 087-839-2636/FAX 087-839-2659

URL <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>